

記者発表資料
 平成27年11月20日（金）
 問い合わせ先
 条例議案 総務部法務・コンプライアンス課
 【内2318】
 予算議案 財政部財政課 【内2513】

平成27年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出予定議案一覧
 （平成27年11月25日 開会予定）

平成27年11月13日現在

議案番号	件名	備考
156	平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）	財政課
157	平成27年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	財政課
158	平成27年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	財政課
159	平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	財政課
160	平成27年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）	財政課
161	平成27年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）	財政課
162	平成27年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	財政課
163	平成27年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	財政課
164	平成27年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	財政課
165	平成27年度さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	財政課
166	平成27年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	財政課
167	平成27年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）	財政課
168	平成27年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）	財政課
169	さいたま市個人番号の利用に関する条例の制定について	ICT政策課 番号制度整備室
170	公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	人事課
171	さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事課
172	さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	職員課
173	さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	職員課
174	さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	職員課

175	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	税 制 課
176	さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	高 校 教 育 課
177	さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	生 涯 学 習 総 合 セ ン タ ー
178	さいたま市児童センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	青 少 年 育 成 課
179	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	国 民 健 康 保 険 課
180	さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について	区 政 推 進 室
181	さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	男 女 共 同 参 画 課
182	さいたま市消費生活センター条例の制定について	消 費 生 活 総 合 セ ン タ ー
183	さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	水 道 総 務 課
184	さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	消 防 企 画 課
185	さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	消 防 総 務 課
186	(仮称) 仮配置棟建設（建築）工事請負契約について	庁 舎 管 理 課
187	さいたま市立高等看護学院建設（建築）工事請負契約について	高 等 看 護 学 院
188	(仮称) さいたま市子ども総合センター建設（建築）工事請負契約について	子 育 て 支 援 政 策 課 子 ども 総 合 セ ン タ ー 開 設 準 備 室
189	(仮称) さいたま市子ども総合センター建設（電気設備）工事請負契約について	子 育 て 支 援 政 策 課 子 ども 総 合 セ ン タ ー 開 設 準 備 室
190	(仮称) さいたま市子ども総合センター建設（機械設備）工事請負契約について	子 育 て 支 援 政 策 課 子 ども 総 合 セ ン タ ー 開 設 準 備 室
191	指定管理者の指定について（さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘）	高 齢 福 祉 課
192	指定管理者の指定について（さいたま市高齢者生きがい活動センター）	高 齢 福 祉 課
193	指定管理者の指定について（さいたま市立尾間木児童センター）	青 少 年 育 成 課
194	指定管理者の指定について（さいたま市浦和斎場）	浦 和 斎 場 管 理 事 務 所
195	指定管理者の指定について（さいたま市宮浦和駅東口駐車場）	自 転 車 ま ち づ く り 推 進 課
196	指定管理者の指定について（さいたま市南浦和コミュニティセンター等）	コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 課
197	指定管理者の指定について（さいたま市地域中核施設プラザイースト）	文 化 振 興 課
198	指定管理者の指定について（さいたま市東大宮コミュニティセンター等）	コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 課

199	指定管理者の指定について（さいたま市馬宮コミュニティセンター等）	コミュニティ推進課
200	指定管理者の指定について（さいたま市コミュニティセンターいわつき等）	コミュニティ推進課
201	指定管理者の指定について（さいたま市地域中核施設プラザウエスト）	文化振興課
202	指定管理者の指定について（さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター）	コミュニティ推進課
203	指定管理者の指定について（さいたま市ホテル南郷）	市民総務課
204	指定管理者の指定について（さいたま市六日町山の家）	市民総務課
205	指定管理者の指定について（さいたま市新治ファミリーランド）	市民総務課
206	指定管理者の指定について（さいたま市見沼ヘルシーランド）	市民総務課
207	指定管理者の指定について（さいたま市民会館うらわ）	文化振興課
208	指定管理者の指定について（さいたま市民会館おおみや）	文化振興課
209	当せん金付証票の発売について	財政課
210	首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について	道路計画課
211	市道路線の認定について	土木総務課
212	市道路線の廃止について	土木総務課
213	人権擁護委員候補者の推薦について	総務課
214	人権擁護委員候補者の推薦について	総務課
215	人権擁護委員候補者の推薦について	総務課
216	人権擁護委員候補者の推薦について	総務課

議案第 156 号 平成 27 年度さいたま市一般会計
補正予算（第 6 号）

本議案につきましては、一部調整中の部分がございますので、今後修正の可能性がございます。

平成27年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計61件（予算議案13件・条例議案17件・一般議案25件・道路議案2件・人事議案4件）

《予算議案》

- 議案第156号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）
議案第157号 平成27年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第158号 平成27年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第159号 平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第160号 平成27年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第161号 平成27年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）
議案第162号 平成27年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第163号 平成27年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第164号 平成27年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第165号 平成27年度さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第166号 平成27年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第167号 平成27年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第168号 平成27年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

《条例議案》

- 議案第169号 さいたま市個人番号の利用に関する条例の制定について
（所管課所・市民局市民生活部ICT政策課番号制度整備室）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

（内容）

- 1 市の責務
 - ・ 個人番号の利用に関し、市の責務を定めるもの。
- 2 個人番号の利用範囲
 - (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の規定により、個人番号を利用できる市の独自事務を定めるもの。
 - (2) 独自利用事務を処理するために必要な限度で、自ら保有する特定個人情報を利用することができることとするもの。
 - (3) 市長は、法に定める事務を処理するために必要な限度で、自ら保有する法に定める特定個人情報を利用することができることとするもの。
 - (4) 特定個人情報の利用を行う場合において、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出があったものとして取り扱うことができることとするもの。

(施行期日) 平成28年1月1日等

議案第170号 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

地方公務員法の一部改正に伴い、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例のほか3条例について所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 規定の整備

- (1) 「条件附採用」を「条件付採用」に改めるもの。
- (2) 条例で引用している地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第171号 さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による共済年金と厚生年金の統合に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 他の法律による給付との調整
- ・ 旧共済組合期間を有する者が新規裁定される場合は、原則として、厚生年金と同様に扱うこととするもの。

(施行期日) 公布の日(適用は平成27年10月1日)

議案第172号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 平成27年度における市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5とし、平成27年12月1日から適用することとするもの。
- 2 平成28年度以後における市議会議員の期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の150とするもの。
 - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の165とするもの。

(施行期日) 公布の日(2については、平成28年4月1日)

議案第173号 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の施行の際現在に在職する教育長（以下「旧制度教育長」という。）の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 平成27年度における市長等の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5とするもの。
 - 2 平成28年度以後における市長等の期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の150とするもの。
 - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の165とするもの。
 - 3 平成27年度における旧制度教育長の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5とするもの。
 - 4 平成28年度以後における旧制度教育長の期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の150とするもの。
 - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の165とするもの。
 - 5 適用
 - ・ 1及び3については平成27年12月1日から適用するもの。
- (施行期日) 公布の日（2及び4については、平成28年4月1日）

議案第174号 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

市人事委員会の報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 一般職の職員の給与改定
 - (1) 勤勉手当の支給割合の引上げ
 - ア 平成27年度における勤勉手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

		12月支給分	
		改正前	改正後
再任用以外の職員	一般職員	75/100	85/100
	特定管理職員	95/100	105/100

再任用職員	一般職員	35/100	40/100
	特定管理職員	45/100	50/100

イ 平成28年度以後における勤勉手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分		12月支給分	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外 の職員	一般職員	75/100	80/100	85/100	80/100
	特定管理職員	95/100	100/100	105/100	100/100
再任用職員	一般職員	35/100	37.5/100	40/100	37.5/100
	特定管理職員	45/100	47.5/100	50/100	47.5/100

(2) 給料表の改定

- ・ 給料月額の上上げを行うため、給料表の改定を行うもの。

(3) 管理職員特別勤務手当の見直し

- ・ 平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当を新たに支給するもの。

2 特定任期付職員の期末手当の改定等

(1) 期末手当の支給割合の引上げ

ア 平成27年度における期末手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

	12月支給分	
	改正前	改正後
特定任期付職員	155/100	160/100

イ 平成28年度以後における期末手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分		12月支給分	
		改正前	改正後	改正前	改正後
特定任期付職員		155/100	157.5/100	160/100	157.5/100

(2) 管理職員特別勤務手当の見直し

- ・ 平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当を新たに支給するもの。

3 特殊勤務手当の見直し

- ・ 災害対策業務手当の支給要件及び支給額を一本化し、災害発生時にその対策業務に従事した指定管理職員又は特定任期付職員の区分を廃止するもの。

4 規定の整備

- (1) 地方公務員法の一部改正に伴い、条例で引用している同法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもの。
- (2) 特殊勤務手当のうち、夜間看護業務手当の支給対象から「准看護師」を削除するもの。

5 適用

- ・ 1(2)については平成27年4月1日から、1(1)ア及び2(1)アについては同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(1(1)イ及び(3)、2(1)イ及び(2)、3並びに4については、平成28年4月1日)

議案第175号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 猶予制度の見直し

- ・ 地方税における猶予制度の見直しに伴い条例委任された事項について、次のとおり定めるもの。

	条例委任事項	主な規定事項
徴収猶予	分割納付又は分割納入の方法	猶予金額を、猶予期間内に、納税者の財産や諸事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとするもの。
	申請手続等	申請書の記載事項及び添付書類等を定めるもの。
	担保の徴取の不要基準	猶予金額100万円以下、又は猶予期間3月以内等の場合、担保を徴する必要があることとするもの。
換価の猶予	分割納付又は分割納入の方法	猶予金額を、猶予期間内の各月に、納税者の財産や諸事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとするもの。
	申請手続等	申請期限を納期限から6月とし、及び申請書の記載事項及び添付書類等を定めるもの。
	担保の徴取の不要基準	猶予金額100万円以下、又は猶予期間3月以内等の場合、担保を徴する必要があることとするもの。

2 申告書の記載事項等への個人番号又は法人番号の追加

- ・ 市税に係る申告書の記載事項等に、納税義務者等の個人番号又は法人番号を加えるもの。

3 減免申請期限の見直し

- ・ 市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び事業所税の減免の申請期限を、「納期限前7日」から「納期限」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日等(2については同年1月1日)

議案第176号 さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部高校教育課)

地方公務員法の一部改正に伴い、さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例のほか2条例について所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第177号 さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局生涯学習総合センター)

さいたま市立尾間木公民館の移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の改正
- ・ さいたま市立尾間木公民館の位置について、「大字大間木749番地」から「大字大間木472番地」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第178号 さいたま市児童センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

工事現場において湧水が発生し、(仮称)緑消防署等複合施設の工期が延長したことにより、さいたま市立尾間木児童センターの供用開始の日を延期するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 平成26年9月議会において議決を得たさいたま市児童センター条例の一部を改正する条例について、施行期日を「平成28年2月1日」から「平成28年4月1日」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第179号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 減免の申請

(1) 国民健康保険税における減免の申請期限について、「納期限前7日」から「納期限」に改めるもの。

(2) 国民健康保険税に係る減免の規定において、新たに記載事項として氏名、住所及び個人番号を加えるもの。

(施行期日) 平成28年1月1日 ((1)については同年4月1日)

議案第180号 さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・市民局区政推進室)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における住民基本台帳法の一部改正に伴い、条例を廃止するもの。

(内容)

1 条例の廃止

- ・ 住民基本台帳カードが廃止されることに伴い、条例を廃止するもの。

2 住民基本台帳カード及び印鑑登録証とみなされた住民基本台帳カードの利用に係る経過措置

- ・ 条例の廃止後も、廃止前の条例の規定により交付サービスの提供を受けている住民基本台帳カード及び改正前のさいたま市印鑑条例の規定により印鑑登録証とみなされた住民基本台帳カードは、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日までの間は、従前の例により利用できることとするもの。

(施行期日) 平成28年1月1日

**議案第181号 さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

(所管課所・市民局市民生活部男女共同参画課)

基準省令である婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 施設長の資格要件の見直し
- ・ 施設長の資格要件について、年齢制限を廃止するもの。

(施行期日) 平成28年1月1日

議案第182号 さいたま市消費生活センター条例の制定について

(所管課所・市民局市民生活部消費生活総合センター)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律における消費者安全法の改正に伴い、消費生活相談体制を強化するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 名称及び位置

名称	位置
消費生活総合センター	市内大宮区錦町682番地2
浦和消費生活センター	市内浦和区東高砂町11番1号
岩槻消費生活センター	市内岩槻区本町3丁目2番5号

2 事務の実施日等

- ・ 消費生活相談事務を行う日及び時間を規則で定めることとするもの。

3 職員

- ・ センターに所長その他必要な職員を置くこととするもの。

4 消費生活相談員

- ・ センターに消費生活相談員を置くこととするもの。

5 消費生活相談員の人材及び処遇の確保

- ・ 消費生活相談員の人材及び処遇の確保のための措置を講じることとするもの。

6 消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修

- ・ 消費生活相談等の事務に従事する職員の資質の向上のための研修の機会を確保することとするもの。

7 情報の安全管理

- ・ 消費生活相談等に係る情報の漏えい等の防止措置を講じることとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

**議案第183号 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

(所管課所・水道局業務部水道総務課)

他の一般職の職員において管理職員特別勤務手当の支給要件を変更することとの均衡を考慮し、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 管理職員特別勤務手当の支給要件の見直し

- ・ 平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当を新たに支給するもの。
- (施行期日) 平成28年4月1日

議案第184号 さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防企画課)

さいたま市緑消防署の移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の改正
- ・ さいたま市緑消防署の位置について、「大字中尾973番地2」から「大字大間木472番地」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年3月16日

議案第185号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による共済年金と厚生年金の統合に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 他の法律による給付との調整
- (1) 旧共済組合期間を有する者が新規裁定される場合は、原則として、厚生年金と同様に取り扱うこととするもの。
- (2) 身体・生命の危険が高い一定の公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される場合については、従来の調整率と異なる調整率を用いることとするもの。

(施行期日) 公布の日 (適用は平成27年10月1日)

《一般議案》

議案第186号 (仮称) 仮配置棟建設(建築)工事請負契約について

(所管課所・財政局財政部庁舎管理課)

(内容)

- 1 契約の目的
(仮称) 仮配置棟建設(建築)工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
5億5,120万3,920円
- 4 契約の相手方
佐伯・ユージェイ特定共同企業体

議案第187号 さいたま市立高等看護学院建設(建築)工事請負契約について

(所管課所・保健福祉局保健部高等看護学院)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立高等看護学院建設（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
6億2,370万9,720円
- 4 契約の相手方
斎藤・和光特定共同企業体

議案第188号 （仮称）さいたま市子ども総合センター建設（建築）工事請負契約について
（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課子ども総合センター
開設準備室）

（内容）

- 1 契約の目的
（仮称）さいたま市子ども総合センター建設（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
34億6,356万円
- 4 契約の相手方
エム・テック・伊藤組土建・横尾建設特定共同企業体

議案第189号 （仮称）さいたま市子ども総合センター建設（電気設備）工事請負契約について
（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課子ども総合センター
開設準備室）

（内容）

- 1 契約の目的
（仮称）さいたま市子ども総合センター建設（電気設備）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
7億5,227万1,840円
- 4 契約の相手方
積田・大塚特定共同企業体

議案第190号 （仮称）さいたま市子ども総合センター建設（機械設備）工事請負契約について
（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課子ども総合センター
開設準備室）

（内容）

- 1 契約の目的

- (仮称)さいたま市子ども総合センター建設(機械設備)工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
 - 3 契約金額
9億9,581万760円
 - 4 契約の相手方
サイエイ・埼玉・大クマ特定共同企業体

議案第191号 指定管理者の指定について(さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘)

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内南区別所7丁目20番1号
 - (2) 名称 さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー20階
 - (2) 名称 オーエンス・アイルグループ
 - (3) 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第192号 指定管理者の指定について(さいたま市高齢者生きがい活動センター)

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市高齢者生きがい活動センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内北区植竹町1丁目593番地1
 - (2) 名称 さいたま市高齢者生きがい活動センター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
 - (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第193号 指定管理者の指定について(さいたま市立尾間木児童センター)

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

さいたま市立尾間木児童センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内緑区大字大間木 4 7 2 番地
 - (2) 名 称 さいたま市立尾間木児童センター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内大宮区土手町 1 丁目 2 1 3 番地 1
 - (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介
- 3 指定する期間
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 9 4 号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和斎場）

（所管課所・保健福祉局保健部浦和斎場管理事務所）

さいたま市浦和斎場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内桜区大字下大久保 1 5 2 3 番地 1
 - (2) 名 称 さいたま市浦和斎場
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内桜区大字下大久保 9 3 0 番地 2
 - (2) 名 称 浦和総業株式会社
 - (3) 代表者 代表取締役 渋谷 邦彦
- 3 指定する期間
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 9 5 号 指定管理者の指定について（さいたま市営浦和駅東口駐車場）

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営浦和駅東口駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内浦和区東高砂町 1 1 番 1 号
 - (2) 名 称 さいたま市営浦和駅東口駐車場
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都渋谷区神泉町 8 番 1 6 号
 - (2) 名 称 株式会社パルコススペースシステムズ
 - (3) 代表者 代表取締役社長 今枝 立視
- 3 指定する期間
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 9 6 号 指定管理者の指定について（さいたま市南浦和コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市南浦和コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内南区大谷場2丁目6番25号	さいたま市南浦和コミュニティセンター
市内中央区本町東3丁目5番43号	さいたま市与野本町コミュニティセンター
市内中央区上峰2丁目3番5号	さいたま市上峰コミュニティホール
市内中央区桜丘2丁目6番28号	さいたま市西与野コミュニティホール
市内中央区大字下落合1712番地	さいたま市下落合コミュニティセンター
市内浦和区東高砂町11番1号	さいたま市浦和コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第197号 指定管理者の指定について（さいたま市地域中核施設プラザイースト）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市地域中核施設プラザイーストの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内緑区大字中尾1440番地8
- (2) 名称 さいたま市地域中核施設プラザイースト

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第198号 指定管理者の指定について（さいたま市東大宮コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市東大宮コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内見沼区東大宮4丁目31番地1	さいたま市東大宮コミュニティセンター
市内見沼区大字大谷1210番地	さいたま市七里コミュニティセンター
市内見沼区染谷3丁目147番地1	さいたま市片柳コミュニティセンター
市内大宮区高鼻町2丁目292番地1	さいたま市高鼻コミュニティセンター
市内大宮区堀の内町1丁目577番地3	さいたま市大宮工房館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第199号 指定管理者の指定について（さいたま市馬宮コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市馬宮コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内西区大字西遊馬533番地1	さいたま市馬宮コミュニティセンター
市内西区三橋6丁目642番地4	さいたま市西部文化センター
市内北区吉野町2丁目195番地1	さいたま市宮原コミュニティセンター
市内北区日進町1丁目312番地2	さいたま市日進公園コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第200号 指定管理者の指定について（さいたま市コミュニティセンターいわつき等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市コミュニティセンターいわつき等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内岩槻区本町1丁目10番7号	さいたま市コミュニティセンターいわつき
市内岩槻区本町3丁目1番1号	さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター
市内岩槻区東岩槻6丁目6番地	さいたま市ふれあいプラザいわつき
	老人憩いの家ふれあいプラザ

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第201号 指定管理者の指定について（さいたま市地域中核施設プラザウエスト）

(所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課)

さいたま市地域中核施設プラザウエストの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内桜区道場4丁目3番1号
 - (2) 名称 さいたま市地域中核施設プラザウエスト
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第202号 指定管理者の指定について（さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター）

(所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課)

さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内南区别所7丁目20番1号
 - (2) 名称 さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー20階
 - (2) 名称 オーエンス・アイルグループ
 - (3) 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第203号 指定管理者の指定について（さいたま市ホテル南郷）

(所管課所・市民局市民生活部市民総務課)

さいたま市ホテル南郷の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町界454番地
 - (2) 名称 さいたま市ホテル南郷
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町田島字後町甲3973番地1
 - (2) 名称 みなみやま観光株式会社
 - (3) 代表者 代表取締役 渡部 龍一
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第204号 指定管理者の指定について（さいたま市六日町山の家）

（所管課所・市民局市民生活部市民総務課）

さいたま市六日町山をの家の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 新潟県南魚沼市坂戸831番地2
 - (2) 名称 さいたま市六日町山の家
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 新潟県南魚沼市塩沢165番地1
 - (2) 名称 六日町山の家指定管理運営事業体
 - (3) 代表者 代表 宮田 俊之
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第205号 指定管理者の指定について（さいたま市新治ファミリーランド）

（所管課所・市民局市民生活部市民総務課）

さいたま市新治ファミリーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 群馬県利根郡みなかみ町相俣159番地1
 - (2) 名称 さいたま市新治ファミリーランド
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内見沼区大和田町2丁目1321番地2
 - (2) 名称 首都圏建物サービス協同組合
 - (3) 代表者 代表理事 田部井 功
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第206号 指定管理者の指定について（さいたま市見沼ヘルシーランド）

（所管課所・市民局市民生活部市民総務課）

さいたま市見沼ヘルシーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内緑区大字大崎322番地1
 - (2) 名称 さいたま市見沼ヘルシーランド
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F
 - (2) 名称 クリーン工房・さいたま管理システム連合体
 - (3) 代表者 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第207号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館うらわ）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市民会館うらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内浦和区仲町2丁目10番22号
 - (2) 名称 さいたま市民会館うらわ
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第208号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館おおみや）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市民会館おおみやの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内大宮区下町3丁目47番地8
 - (2) 名称 さいたま市民会館おおみや
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第209号 当せん金付証票の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

平成28年度における当せん金付証票（宝くじ）を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

議案第210号 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

首都高速道路株式会社が埼玉県道高速さいたま戸田線（以下「埼玉線」という。）の料金の額を変更することについて、本市内における区間の道路管理者として同意をするため、その議決を求めるもの。

（内容）

- 1 料金体系の整理・統一
 - (1) 首都高速道路（埼玉線を含む。）の料金水準を現行の大都市近郊区間における高速自

動車国道の料金水準に統一し、走行距離に応じた料金体系に移行するもの。

(2) (1)による激変緩和措置として、新たに上限料金（普通車：1,300円）及び下限料金（普通車：300円）を設定するもの。

(3) 首都高速道路の車種区分を2車種区分（普通車・大型車）から5車種区分（軽自動車等・普通車・中型車・大型車・特大車）に統一するもの。

2 割引制度

- ・ 現行の割引のうち、大口・多頻度割引は当面、継続・拡充することとし、埼玉線内のみを利用した場合の割引制度は廃止することとするもの。

3 実施予定期日

- ・ 平成28年4月1日

《道路議案》

議案第211号 市道路線の認定について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一般	4路線	
開発	9路線	計13路線

議案第212号 市道路線の廃止について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一般	0路線	
開発	1路線	計1路線

《人事議案》

議案第213号～議案第216号 人権擁護委員候補者の推薦について

（所管課所・総務局総務部総務課）

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

平成27年さいたま市議会 12月（11月繰上げ）定例会

補正予算議案の概要

- ・ 議案第156号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）
- ・ 議案第157号 平成27年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- ・ 議案第158号 平成27年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第159号 平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- ・ 議案第160号 平成27年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第161号 平成27年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第162号 平成27年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第163号 平成27年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第164号 平成27年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第165号 平成27年度さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第166号 平成27年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第167号 平成27年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第168号 平成27年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

1 補正予算の特徴

(1) 多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の一部又は全部を支援します。

- ① 幼稚園就園奨励事業の一部(2,680千円)(P13)
- ② 公立保育所管理運営事業(財源更正のみ)(使用料減額88,059千円)(P13)
- ③ 特定教育・保育施設等運営事業の一部(20,832千円)(負担金減額117,650千円)(P14)
- ④ 認可外保育施設運営事業(11,280千円)(P14)

保育料負担軽減額合計 240,501千円

(2) 国の定める公定価格の適用に伴い、民間保育所等に対する運営費を増額します。

- ① 特定教育・保育施設等運営事業の一部(2,534,359千円)(P14)

(3) 保育士人材確保策の一環として、事業者が保育士のための宿舍を賃借する費用の一部を補助します。

- ① 特定教育・保育施設等運営事業の一部(6,000千円)(P14)

(1) 児童数の増加に伴い必要となる教室を確保するため、校舎の増築や新設に向けた設計を行います。

- ① 小学校校舎増改築事業(46,033千円)(P18)
- ② 小学校新設校建設事業(30,781千円)【継続費】(継続費総額156,167千円)(P18)
- ③ 中学校新設校建設事業(31,505千円)【継続費】(継続費総額163,407千円)(P19)

(2) 館岩少年自然の家の新館増築工事を行います。

- ① 少年自然の家管理運営事業(7,439千円)【継続費】(継続費総額3,163,993千円)(P19)

(3) 中等教育学校の整備をPFI-BTO方式で進めるため、設計・建設・維持管理・運営の一括発注を行います。

- ① 中等教育学校整備事業【債務負担行為】(限度額8,994,348千円)(P29)

(1) 平成28年度に開催予定の「2016さいたまクリテリウム」に向けて、準備に着手します。

- ① 国際自転車競技大会開催事業(5,000千円)【債務負担行為】(限度額295,000千円)(P9)

(2) 大宮区役所新庁舎整備を早急に進めるため、埼玉県との土地交換を行うとともに、交換後の土地を適正に管理します。

- ① 大宮区役所新庁舎整備事業(1,347,426千円)【債務負担行為】(限度額4,461千円)(P10)

2 補正予算の概要

(1) 総括表

(単位：千円)

会 計 名		補正前の額	補正額	合計
一 般 会 計		462,498,961	6,314,955	468,813,916
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	135,229,026	11,000	135,240,026
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	20,469,000	11,659	20,480,659
	介 護 保 険 事 業	77,823,286	77,727	77,901,013
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	75,000		75,000
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	344,000	1,500	345,500
	用 地 先 行 取 得 事 業	505,000		505,000
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	1,732,000	2,000	1,734,000
	深 作 西 部 土 地 区 画 整 理 事 業	9,000		9,000
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	2,127,000	3,500	2,130,500
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,405,000	2,000	2,407,000
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	817,000		817,000
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	740,000	4,000	744,000
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	613,000		613,000
	南 平 野 土 地 区 画 整 理 事 業	22,000	500	22,500
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	62,000	1,000	63,000
	公 債 管 理	83,316,000		83,316,000
	計	326,288,312	114,886	326,403,198
	企 業 会 計	水 道 事 業	46,337,821	
病 院 事 業		18,999,831	230,654	19,230,485
下 水 道 事 業		56,164,042	30,000	56,194,042
計		121,501,694	260,654	121,762,348
合 計		910,288,967	6,690,495	916,979,462

(2) 一般会計補正予算の概要

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 市 税	223,101,055		223,101,055
2 地 方 譲 与 税	2,740,501		2,740,501
3 利 子 割 交 付 金	366,000		366,000
4 配 当 割 交 付 金	1,276,000		1,276,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,400,000		1,400,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	17,613,000		17,613,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	67,000		67,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	596,001		596,001
9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,134,001		6,134,001
10 地 方 特 例 交 付 金	899,000		899,000
11 地 方 交 付 税	5,767,000		5,767,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	397,000		397,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	2,975,203	△ 117,650	2,857,553
14 使 用 料 及 び 手 数 料	8,617,129	△ 88,059	8,529,070
15 国 庫 支 出 金	77,900,344	2,038,715	79,939,059
16 県 支 出 金	16,981,820	811,820	17,793,640
17 財 産 収 入	1,295,595		1,295,595
18 寄 附 金	227,001		227,001
19 繰 入 金	8,079,422		8,079,422
20 繰 越 金	1,091,185	3,638,029	4,729,214
21 諸 収 入	31,199,904		31,199,904
22 市 債	53,774,800	32,100	53,806,900
歳 入 合 計	462,498,961	6,314,955	468,813,916

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 議 会 費	1,776,207	10,000	1,786,207
2 総 務 費	44,440,683	1,687,806	46,128,489
3 民 生 費	172,643,316	4,064,549	176,707,865
4 衛 生 費	37,805,406	146,112	37,951,518
5 労 働 費	422,729	12,000	434,729
6 農 林 水 産 業 費	1,462,710	1,500	1,464,210
7 商 工 費	15,973,657	21,000	15,994,657
8 土 木 費	83,266,452	46,230	83,312,682
9 消 防 費	16,318,195	210,000	16,528,195
10 教 育 費	41,332,273	115,758	41,448,031
11 災 害 復 旧 費	5		5
12 公 債 費	46,857,328		46,857,328
13 予 備 費	200,000		200,000
歳 出 合 計	462,498,961	6,314,955	468,813,916

(3) 各事業の概要

一般会計

1	総務局外4局	職員課外8課所	職員人件費（職員課）外9事業	8
2	総務局	職員課	給与管理事業	
3	スポーツ文化局	スポーツイベント課	国際自転車競技大会開催事業	9
4	財政局	収納調査課	市税還付金及び還付加算金	
5	市民局	区政推進室	戸籍住民基本台帳事務事業	10
6	市民局	大宮区役所新庁舎建設準備室	大宮区役所新庁舎整備事業	
7	保健福祉局	年金医療課	心身障害者医療費支給事業	11
8	保健福祉局	障害福祉課	障害者施設管理運営事業	
9	保健福祉局	年金医療課	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	12
10	保健福祉局	年金医療課	ひとり親家庭等医療費支給事業	
11	子ども未来局	幼児政策課	幼稚園就園奨励事業	13
12	子ども未来局	保育課	公立保育所管理運営事業	
13	子ども未来局	保育課	特定教育・保育施設等運営事業	14
14	子ども未来局	保育課	認可外保育施設運営事業	
15	保健福祉局	生活福祉課	生活保護事業	15
16	保健福祉局	介護保険課	介護保険事業特別会計繰出金（介護保険課）	
17	保健福祉局	国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計繰出金	16
18	環境局	環境未来都市推進課	環境未来都市推進事業	
19	保健福祉局	健康増進課	病院事業会計繰出金	17
20	建設局	下水道財務課	下水道事業会計繰出金	
21	教育委員会事務局	学校施設課	小学校校舎増改築事業	18
22	教育委員会事務局	学校施設課	小学校新設校建設事業	
23	教育委員会事務局	学校施設課	中学校新設校建設事業	19
24	教育委員会事務局	館岩少年自然の家	少年自然の家管理運営事業	

一般会計（継続費）

25	都市局	岩槻まちづくり事務所	岩槻駅舎改修事業	20
-	教育委員会事務局	学校施設課	新設美園地区小学校設計事業	18
-	教育委員会事務局	学校施設課	新設美園地区中学校設計事業	19
-	教育委員会事務局	館岩少年自然の家	館岩少年自然の家新館増築事業	

一般会計(繰越明許費)

-	教育委員会事務局	学校施設課	小学校校舎増改築事業	18
-	教育委員会事務局	学校施設課	小学校新設校建設事業	
-	教育委員会事務局	学校施設課	中学校新設校建設事業	19

一般会計(債務負担行為)

26	市民局	コミュニティ推進課	南浦和コミュニティセンター外5施設管理業務	20
27	市民局	コミュニティ推進課	馬宮コミュニティセンター外3施設管理業務	21
28	市民局	コミュニティ推進課	東大宮コミュニティセンター外4施設管理業務	
29	市民局	コミュニティ推進課	コミュニティセンターいわつき外2施設管理業務	22
30	市民局	コミュニティ推進課	武蔵浦和コミュニティセンター管理業務	
31	スポーツ文化局	文化振興課	文化会館(市民会館うらわ)管理業務	23
32	スポーツ文化局	文化振興課	文化会館(市民会館おおみや)管理業務	
33	スポーツ文化局	文化振興課	地域中核施設プラザイースト管理業務	24
34	スポーツ文化局	文化振興課	地域中核施設プラザウエスト管理業務	
35	市民局	市民総務課	ホテル南郷管理業務	25
36	市民局	市民総務課	六日町山の家管理業務	
37	市民局	市民総務課	新治ファミリーランド管理業務	26
38	市民局	市民総務課	見沼ヘルシーランド管理業務	
-	スポーツ文化局	スポーツイベント課	2016ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム開催事業	9
-	市民局	大宮区役所新庁舎建設準備室	県大宮合同庁舎安全対策業務	10
39	保健福祉局	高齢福祉課	高齢者生きがい活動センター管理業務	27
40	保健福祉局	高齢福祉課	老人憩いの家ふれあいプラザ管理業務	
41	保健福祉局	高齢福祉課	老人福祉センター武蔵浦和荘管理業務	28
42	子ども未来局	青少年育成課	尾間木児童センター管理業務	
43	保健福祉局	浦和斎場管理事務所	浦和斎場管理業務	29
44	教育委員会事務局	高校教育課	中等教育学校整備事業	

特別会計

45	財政局	収納調査課	国民健康保険事業特別会計	30
46	保健福祉局	年金医療課	後期高齢者医療事業特別会計	
47	総務局	職員課	介護保険事業特別会計外7会計	31
48	保健福祉局	介護保険課	介護保険事業特別会計	

企業会計

49	保健福祉局	庶務課外2課	病院事業会計	32
50	建設局	下水道総務課	下水道事業会計	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 職員人件費（職員課）外9事業		補正額	411,500																																													
局/部/課	総務局/人事部/職員課外8課所	〔財源内訳〕																																														
款	1、2、5、7～9款 議会費、総務費、労働費、商工費～消防費	－ 一般財源	411,500																																													
<p><事業の目的・内容> 職員に対して、給料等を適切に支給します。</p> <p><補正の目的・内容> 平成27年度の給与改定及び職員構成の変動等に伴い不足額が生じるため、補正を行うものです。 また、上記の理由により特別会計の一部においても不足額が生じるため、特別会計への繰出金について、補正を行うものです。</p> <p><主な事業></p> <p>1 一般会計の職員人件費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会費</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>72,000</td> </tr> <tr> <td>労働費</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>商工費</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>土木費</td> <td>22,000</td> </tr> <tr> <td>消防費</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>347,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特別会計及び企業会計における職員人件費の補正に伴う繰出金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>繰出金</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険事業特別会計繰出金</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計繰出金</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>大宮駅西口都市改造事業特別会計繰出金</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>東浦和第二土地区画整理事業特別会計繰出金</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計繰出金</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>指扇土地区画整理事業特別会計繰出金</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>南平野土地区画整理事業特別会計繰出金</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>大門下野田特定土地区画整理事業特別会計繰出金</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>64,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以下の繰出金は別掲しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>別掲分</th> <th>繰出金</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院事業会計繰出金</td> <td></td> <td>92,812</td> </tr> <tr> <td>下水道事業会計繰出金</td> <td></td> <td>11,230</td> </tr> </tbody> </table>		款	補正額	議会費	10,000	総務費	72,000	労働費	12,000	商工費	21,000	土木費	22,000	消防費	210,000	計	347,000	繰出金	補正額	介護保険事業特別会計繰出金	50,000	食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計繰出金	1,500	大宮駅西口都市改造事業特別会計繰出金	2,000	東浦和第二土地区画整理事業特別会計繰出金	3,500	浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計繰出金	2,000	指扇土地区画整理事業特別会計繰出金	4,000	南平野土地区画整理事業特別会計繰出金	500	大門下野田特定土地区画整理事業特別会計繰出金	1,000	計	64,500	別掲分	繰出金	補正額	病院事業会計繰出金		92,812	下水道事業会計繰出金		11,230	補正前予算額	－
款	補正額																																															
議会費	10,000																																															
総務費	72,000																																															
労働費	12,000																																															
商工費	21,000																																															
土木費	22,000																																															
消防費	210,000																																															
計	347,000																																															
繰出金	補正額																																															
介護保険事業特別会計繰出金	50,000																																															
食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計繰出金	1,500																																															
大宮駅西口都市改造事業特別会計繰出金	2,000																																															
東浦和第二土地区画整理事業特別会計繰出金	3,500																																															
浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計繰出金	2,000																																															
指扇土地区画整理事業特別会計繰出金	4,000																																															
南平野土地区画整理事業特別会計繰出金	500																																															
大門下野田特定土地区画整理事業特別会計繰出金	1,000																																															
計	64,500																																															
別掲分	繰出金	補正額																																														
病院事業会計繰出金		92,812																																														
下水道事業会計繰出金		11,230																																														

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 給与管理事業		補正額	4,913
局/部/課	総務局/人事部/職員課	〔財源内訳〕	
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/5目 人事管理費	－ 一般財源	4,913
<p><事業の目的・内容> 職員給与について、本市人事委員会勧告等を考慮し、適正な給与制度を構築するとともに、効率的かつ正確な支給を行います。</p> <p><補正の目的・内容> 平成27年の本市人事委員会勧告及び報告を踏まえ、平成28年4月1日から管理職員等の平日深夜の勤務に対して管理職員特別勤務手当を支給するための条例改正案を提出しています。この改正に対応するため、平成27年度中に人事給与システム（勤務情報）を改修する必要があることから、補正を行うものです。</p> <p><主な事業></p> <p>1 改正に伴うシステム改修 4,913 平成28年度からの管理職員特別勤務手当の支給範囲拡大に対応し、適正な支給を行うため、人事給与システム（勤務情報）の改修を実施します。</p> <p>[参考] 事業スケジュール ・平成28年1月 契約 ・平成28年3月 完了 ・平成28年4月～ 運用開始</p>		補正前予算額	1,601

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 国際自転車競技大会開催事業		補正額	5,000																		
局/部/課	スポーツ文化局/スポーツ部/スポーツイベント課	〔財源内訳〕																			
款/項/目	2款 総務費/2項 企画費/2目 スポーツ企画費	- 一般財源	5,000																		
予算書P. 25 <事業の目的・内容> 世界最高峰のサイクリングレースである「ツール・ド・フランス」の名を冠したイベントを開催することで、本市のスポーツ振興や地域経済の活性化を図るとともに、国内外に向けてスポーツ先進都市さいたま市をアピールします。																					
<補正の目的・内容> 平成28年度の大会に向けて十分な準備期間を確保する必要があるため、今年度中に準備を開始する必要があるため、補正を行うものです。		補正前予算額	325,743																		
<主な事業> 1 2016さいたまクリテリウム準備経費 5,000 2016さいたまクリテリウム開催に向けた準備業務を行います。 2 債務負担行為の設定 2016さいたまクリテリウム開催事業について債務負担行為を設定します。		[参考] 事業スケジュール ・平成28年1月 A. S. O. との2016年大会に向け交渉、スポンサーセールス開始等、開催準備 ・平成28年3月 2016大会実行委員会設置 A. S. O. との2016年大会開催契約 ・平成28年4月以降 大会PR、大会開催準備、調整																			
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム開催事業</td> <td>平成27年度から平成28年度まで</td> <td>295,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>295,000</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	2016ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム開催事業	平成27年度から平成28年度まで	295,000	0	0	0	295,000		
事 項	期 間				限度額	財 源 内 訳															
		国県支出金	地方債	その他		一般財源															
2016ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム開催事業	平成27年度から平成28年度まで	295,000	0	0	0	295,000															

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 市税還付金及び還付加算金		補正額	250,000
局/部/課	財政局/債権整理推進部/収納調査課	〔財源内訳〕	
款/項/目	2款 総務費/3項 徴税費/2目 賦課徴収費	- 一般財源	250,000
予算書P. 25 <事業の目的・内容> 市税等の収納管理を適正に行うため、過誤納金、課税の更正・取消等により生じる還付金及び還付加算金を還付又は未納分に充当します。			
<補正の目的・内容> 市税等の課税更正・取消等により生じる還付金が当初見込を上回ったため、還付金について、補正を行うものです。		補正前予算額	800,000
<主な事業> 1 市税還付金 250,000 市税等の課税更正・取消等により生じる還付金を適正に還付します。		[参考] 事業スケジュール ・引き続き、適正に市税等を還付	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 戸籍住民基本台帳事務事業			補正額	8,467
局/部/課	市民局/区政推進室		〔財源内訳〕	
款/項/目	2款 総務費/4項 戸籍住民基本台帳費/1目 戸籍住民基本台帳費	予算書P. 25	- 一般財源	8,467
<p><事業の目的・内容> 行政サービスや社会生活の基礎となる、戸籍や住民基本台帳等に関する事務を正確かつ迅速に行い、市民サービスの向上を目指します。</p>				
<p><補正の目的・内容> 国内の全住民に交付されている通知カードまたは個人番号カードについては、住所や氏名に変更が生じた場合、事務処理要領に基づき、各カードの追記欄に変更内容を記載することから、事務を効率化するため、カード用印字プリンタの賃貸借及び住民記録システムの改修経費について、補正を行うものです。</p>			補正前予算額 766,001	
<p><主な事業> 1 機器賃貸借及びシステム改修 8,467 カード用印字プリンタの賃貸借と住民記録システムの改修を行います。</p>			<p>[参考] 事業スケジュール ・平成28年1月～2月 機器調達及びシステム改修 ・平成28年3月 各区区民課・支所に機器設置</p>	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 大宮区役所新庁舎整備事業			補正額	1,347,426																		
局/部/課	市民局/区政推進室/大宮区役所新庁舎建設準備室		〔財源内訳〕																			
款/項/目	2款 総務費/5項 区政振興費/1目 区政総務費	予算書P. 25	- 一般財源	1,347,426																		
<p><事業の目的・内容> 大宮区役所については、市民・職員の安全確保、防災拠点としての耐震性の確保、ライフサイクルコストなどを総合的に判断した結果、建て替えの方針に決まったことから、新庁舎整備に必要な業務を実施します。</p>																						
<p><補正の目的・内容> 土地交換に伴う差額を支払う時期が固まったため、土地交換差額補償費を計上するものです。 また、土地交換後、県大宮合同庁舎を適正に管理するため、県大宮合同庁舎の安全対策・管理等を行う業務の予算計上及び債務負担行為の設定を行うものです。</p>			補正前予算額 776,375																			
<p><主な事業> 1 埼玉県との土地交換差額補償費 1,346,735 土地交換に伴う差額を支払う時期が固まったため、土地交換差額補償費を計上するものです。</p>			<p>4. 債務負担行為の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支合金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県大宮合同庁舎安全対策業務</td> <td>平成27年度から平成28年度まで</td> <td>4,461</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4,461</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支合金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	県大宮合同庁舎安全対策業務	平成27年度から平成28年度まで	4,461	0	0	0	4,461
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳																			
			国県支合金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																
県大宮合同庁舎安全対策業務	平成27年度から平成28年度まで	4,461	0	0	0	4,461																
<p>2 県大宮合同庁舎機械警備業務 130 土地交換後、取得した県大宮合同庁舎の窓ガラス等の破損や建物内への不審者の侵入等を防ぐため機械警備業務を行うものです。</p>			<p>[参考] 事業スケジュール ・平成28年2月中旬 土地交換差額支払い、安全対策及び機械警備業務開始、電気設備修繕執行</p>																			
<p>3 県大宮合同庁舎電気設備修繕 561 上記機械警備を行うため電気を使用する必要があり、電気設備修繕を行うものです。</p>			<p>・平成28年7月 PFI契約締結、安全対策及び機械警備業務終了</p>																			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 心身障害者医療費支給事業		補正額	218,031
局/部/課	保健福祉局/福祉部/年金医療課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/2項 障害者福祉費/2目 障害者福祉費	16款 県支出金	61,121
	予算書P. 27	- 一般財源	156,910
<事業の目的・内容> 心身に障害がある方の福祉の増進を図ることを目的として、対象者に対し医療費の一部を助成します。		補正前予算額 3,597,917	
<補正の目的・内容> 平成27年度の扶助費支出が当初の見込みを上回っており、予算に不足が見込まれることから、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 医療費の助成 218,031 身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳①・A・Bの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に、入通院の医療費(保険診療の一部負担金)を助成します。		[参考] 事業スケジュール ・継続的に扶助費(医療費)の助成を実施	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 障害者施設管理運営事業		補正額	33,295
局/部/課	保健福祉局/福祉部/障害福祉課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/2項 障害者福祉費/3目 障害者福祉施設費	22款 市債	26,600
	予算書P. 27	- 一般財源	6,695
<事業の目的・内容> 障害者の社会参加の場である公立の障害者施設について、指定管理者制度を利用し、効率的かつ効果的に施設の運営管理を行います。		補正前予算額 756,578	
<補正の目的・内容> 「さいたま市杉の子園」の園庭及び駐車場の土地を早急に購入するため、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 「さいたま市杉の子園」園庭及び駐車場の土地購入 33,295 地権者との売買契約の締結及び所有権移転登記の嘱託を行います。		[参考] 事業スケジュール ・平成28年2月上旬 売買契約及び所有権移転登記	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 後期高齢者医療事業特別会計繰出金		補正額	8,738
局/部/課	保健福祉局/福祉部/年金医療課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/3項 老人福祉費/2目 老人福祉費	予算書P. 27	- 一般財源 8,738
<事業の目的・内容> 後期高齢者医療事業特別会計における、事業に要する経費及び法律等に基づく負担金について、一般会計から繰出しを行います。			
<補正の目的・内容> 社会保障・税番号制度に基づき、後期高齢者医療システムを制度に対応させるため、改修に係る設計業務を実施する経費に充当する一般会計からの繰出金について、補正を行うものです。		補正前予算額	9,580,275
<主な事業> 1 後期高齢者医療システム改修に係る繰出金 8,738 後期高齢者医療システムに係る改修のため、一般会計から後期高齢者医療事業特別会計に繰出しを行います。		[参考] 事業スケジュール ・平成27年度中 後期高齢者医療事業特別会計へ繰出し	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 ひとり親家庭等医療費支給事業		補正額	12,047
局/部/課	保健福祉局/福祉部/年金医療課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/2目 児童福祉費	予算書P. 27	16款 県支出金 3,841
<事業の目的・内容> 母子家庭、父子家庭、父又は母が障害者である家庭等のいわゆる「ひとり親家庭等」の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、対象者に対して医療費の一部を助成します。		- 一般財源 8,206	
<補正の目的・内容> 平成27年度の扶助費支出が当初の見込みを上回っており、予算に不足が見込まれることから、補正を行うものです。		補正前予算額	398,015
<主な事業> 1 医療費の助成 12,047 受給資格証の交付を受けた「ひとり親家庭の父又は母若しくは養育者とその家庭の児童」に対し、入通院の医療費(保険診療の一部負担金)を助成します。		[参考] 事業スケジュール ・継続的に扶助費(医療費)の助成を実施	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 幼稚園就園奨励事業		補正額	192,603
局/部/課	子ども未来局/幼児未来部/幼児政策課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費	15款 国庫支出金	63,307
	予算書P. 27	- 一般財源	129,296
<p><事業の目的・内容> 幼稚園児をもつ保護者に対して助成することにより、保護者の教育費負担を軽減し、幼児の幼稚園への就園を奨励します。</p>			
<p><補正の目的・内容> 幼稚園就園奨励費補助金については、国の制度改正に伴い、国の基準のとおり補助金を支給するため、補正を行うものです。満3歳児入園促進事業費補助金については、保育所における多子世帯の0～2歳児の保育料軽減に合わせて、幼稚園においても満3歳児の保育料等を軽減するため、補正を行うものです。</p>		補正前予算額 2,844,606	
<p><主な事業></p> <p>1 幼稚園就園奨励費補助金 189,923</p> <p>文部科学省通知による、幼稚園就園奨励費補助金の支給単価の増加等制度改正に対応し、幼児教育の振興を図ります。</p> <p>2 幼稚園満3歳児入園促進事業費補助金 2,680</p> <p>多子世帯における幼保の均衡を確保し、保育所待機児童の抑制を図るため、幼稚園においても満3歳児(2歳児)の教育費負担の軽減を図ります。</p>		<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <p>【幼稚園就園奨励費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年11月 幼稚園からの第1期申請締切、集計作業、補助金額の決定 ・平成28年 2月 幼稚園を通じて順次、該当者へ補助金を支給 ・平成28年 3月 幼稚園からの第2期申請締切、集計作業、補助金額の決定 ・平成28年 3月 文部科学省に対する国庫補助金の交付申請、国庫補助金の交付 	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 公立保育所管理運営事業		補正額	0
局/部/課	子ども未来局/幼児未来部/保育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費	14款 使用料及び手数料	△ 88,059
	予算書P. 27	16款 県支出金	44,029
<p><事業の目的・内容> 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第19条に基づき、保育を必要とする児童の保育を実施するとともに、公立保育所の安心・安全な環境を維持し、適切な管理運営を行います。</p>		- 一般財源	44,030
<p><補正の目的・内容> 多子世帯における経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的に、認可保育所に入所する第3子以降の保育料軽減事業の実施に伴う財源更正のため、補正を行うものです。</p>		財源更正	
<p><主な事業></p> <p>1 多子世帯保育料軽減事業 0</p> <p>[財源更正]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所使用料 △ 88,059 ・多子世帯保育料軽減事業費補助金 44,029 ・一般財源 44,030 		<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月～2月 保護者及び施設向け事業周知 ・平成28年2月～3月 申請等手続 ・平成28年3月 利用者負担額(保育料)還付 	
		補正前予算額 3,537,535	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特定教育・保育施設等運営事業		補正額	2,561,191
局/部/課	子ども未来局/幼児未来部/保育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費	13款 分担金及び負担金	△ 117,650
<事業の目的・内容> 特定教育・保育施設(私立認可保育所、認定こども園、私立幼稚園)及び特定地域型保育事業(小規模保育等)の安定した運営及び入所児童の処遇向上を図るため、保育の実施に係る経費の給付及び多様な保育ニーズに対応した各種補助事業に係る経費の助成を行います。		15款 国庫支出金	1,271,179
		16款 県支出金	702,829
<補正の目的・内容> 保育人材の確保及び離職防止を図るため、保育士用宿舍の借り上げに要する経費の助成、国の定める公定価格の適用に伴う運営費の増額、多子世帯保育料軽減事業の実施に要する経費について、補正を行うものです。		- 一般財源	704,833
		補正前予算額	11,705,048
<主な事業> 1 保育士宿舍借り上げ支援事業 6,000 民間保育事業者が、雇用する保育士を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費の一部を補助します。		[参考]	
		事業スケジュール	
		1 平成28年1月 補助事業実施	
		平成28年3月 補助事業完了	
2 民間保育所等の運営に対する事業 2,534,359 国が適用した公定価格により、民間保育所等が受け入れた児童数等に応じ、運営費を支弁します。		2 平成27年度中 適用後の公定価格及び利用者負担額により運営費を支弁	
3 多子世帯保育料軽減事業 20,832 多子世帯における経済的負担の軽減及び少子化の改善を図るため、多子世帯保育料軽減事業を実施します。		3 平成28年1月～2月 保護者及び施設向け事業周知	
		平成28年2月～3月 申請等手続	
		平成28年3月 利用者負担額(保育料)還付委託料支払	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 認可外保育施設運営事業		補正額	11,280
局/部/課	子ども未来局/幼児未来部/保育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費	- 一般財源	11,280
<事業の目的・内容> 待機児童解消を目的に、市が定める基準を満たす認可外保育施設として認定したナーサリールーム、家庭保育室及び地域型事業所内保育施設に対し、安定した施設運営を支援するため、保育の実施に係る経費等の支給を行います。		補正前予算額	2,254,618
<補正の目的・内容> 多子世帯における経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的に、認可外保育施設に入所する第3子以降の保育料を軽減する事業を実施するため、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 多子世帯保育料軽減事業 11,280 多子世帯における経済的負担の軽減及び少子化の改善を図るため、多子世帯保育料軽減事業を実施します。		[参考]	
		事業スケジュール	
		平成28年1月～2月 保護者及び施設向け事業周知	
		平成28年2月～3月 申請等手続	
		平成28年3月 委託料支払	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 生活保護事業		補正額	938,637
局/部/課	保健福祉局/福祉部/生活福祉課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/5項 生活保護費/2目 扶助費	15款 国庫支出金	704,229
	予算書P. 27	- 一般財源	234,408
<事業の目的・内容> 生活保護法等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、中国残留邦人等の生活の安定を図ります。		補正前予算額 34,465,041	
<補正の目的・内容> 生活保護受給者の増加に伴い、当初予算を上回る扶助費の支給が見込まれるため、扶助費について、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 扶助費の支給 938,637 [参考] 生活保護法等に基づく扶助費、中国残留邦人等の支援 事業スケジュール 給付等を、国が定めた基準に基づき支給します。 ・毎月5日 定例支給 ・毎月20日 追給支給			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 介護保険事業特別会計繰出金（介護保険課）		補正額	27,727
局/部/課	保健福祉局/福祉部/介護保険課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/6項 介護保険費/1目 介護保険費	- 一般財源	27,727
	予算書P. 27	補正前予算額 10,992,886	
<事業の目的・内容> 保険給付費の市負担分並びに介護保険事業運営に係る職員人件費及び事務費に充当するため、介護保険事業特別会計へ一般会計から繰出しを行います。			
<補正の目的・内容> 要介護認定の申請件数の増加により要介護認定に係る依頼書・通知等の郵送料、主治医意見書作成料及び認定調査の委託料に予算の不足が見込まれるため、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 認定調査等費に係る繰出金 27,727 [参考] 認定調査等に係る費用について一般会計から介護保険 事業スケジュール 事業特別会計に繰出しを行います。 ・補正予算成立後、介護保険事業特別会計へ繰出し			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 国民健康保険事業特別会計繰出金			補正額	11,000
局/部/課	保健福祉局/福祉部/国民健康保険課		〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/8項 国民健康保険費/1目 国民健康保険費	予算書P. 29	- 一般財源	11,000
<事業の目的・内容> 国民健康保険事業を行うに当たっての事務経費、人件費、出産育児一時金の費用の一部などの諸経費について、一般会計から繰出しを行います。				
<補正の目的・内容> 国民健康保険税の過誤納により生じた還付金が当初見込みを上回り、還付金の不足が見込まれるため、補正を行うものです。			補正前予算額	7,301,829
<主な事業> 1 国民健康保険事業特別会計への繰出し 11,000 一般被保険者保険税還付金について、一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰出しを行います。			[参考] 事業スケジュール ・平成27年度中	国民健康保険事業特別会計に繰出し

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 環境未来都市推進事業			補正額	7,500
局/部/課	環境局/環境共生部/環境未来都市推進課		〔財源内訳〕	
款/項/目	4款 衛生費/3項 環境対策費/2目 環境対策費	予算書P. 29	- 一般財源	7,500
<事業の目的・内容> 電気自動車(EV)普及施策「E-KIZUNA Project」「次世代自動車・スマートエネルギー特区」事業等により、EVや燃料電池自動車(FCV)等の次世代自動車普及による、運輸部門の温室効果ガス排出削減に取り組んでいます。				
<補正の目的・内容> 当初、市内におけるFCVの供給は、全国の製造台数400台から概ね10台程度が見込まれていましたが、本市では商用水素ステーションも営業を開始し、今後もインフラ整備が進むことから、優先供給先としてさらに15台程度の供給が見込まれるため、補正を行うものです。			補正前予算額	47,889
<主な事業> 1 需要創出とインセンティブの付与 7,500 低炭素でエネルギーセキュリティの確保された環境未来都市の実現を目指し、FCVの導入に対するインセンティブの付与を継続することにより、次世代自動車普及の一層の促進を図るものです。			[参考] 事業スケジュール ・平成28年2月29日	補助金交付申請受付終了
(1) 補助対象者 ・市内に住所を有する個人 ・市内に事務所や事業所を有する事業者 ・市民又は事業者へFCVのリースを行う事業者				
(2) 補助額 ・FCV導入に対し1台50万円の補助を実施				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 病院事業会計繰出金		補正額	138,612
局/部/課	保健福祉局/保健部/健康増進課	〔財源内訳〕	
款/項/目	4款 衛生費/4項 病院費/1目 病院費	予算書P. 29	- 一般財源 138,612
<事業の目的・内容> 地方公営企業法に基づき、病院事業会計における性質上、病院収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営を行ってもなお病院の収入のみをもって充てることが困難な経費等について、一般会計から繰出しを行います。			
<補正の目的・内容> 病院事業会計の繰入金金の補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額するため、補正を行うものです。		補正前予算額	1,884,741
<主な事業> 1 病院事業会計への繰出し 138,612 平成27年4月1日の職員定数条例改正に伴う増員及び人事委員会勧告に基づいた給与改定に伴う増額等により、病院事業会計への繰出しを行います。		[参考]	事業スケジュール ・平成27年度中 病院事業会計に繰出し

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 下水道事業会計繰出金		補正額	11,230
局/部/課	建設局/下水道部/下水道財務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	8款 土木費/8項 公共下水道費/1目 公共下水道費	予算書P. 31	- 一般財源 11,230
<事業の目的・内容> 下水道事業における公費負担分（雨水処理費他）を一般会計で負担することにより、下水道事業を進展させることができます。			
<補正の目的・内容> 給与改定等による給与費の増額に伴い、その財源となる一般会計からの下水道事業会計繰出金に不足が生じるため、補正を行うものです。		補正前予算額	4,919,067
<主な事業> 1 下水道事業会計への負担金 11,230 （総務省繰出基準内、雨水処理に係る経費等）		[参考]	事業スケジュール ・平成27年度中 下水道事業会計に繰出し

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校校舎増改築事業		補正額	46,033
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/3目 学校建設費	予算書P. 31	- 一般財源 46,033
<事業の目的・内容> 仲町小学校において児童数の増加による教室不足が見込まれるため、校舎の増築を行います。			
<補正の目的・内容> 仲町小学校の教室不足が見込まれる平成31年度に増築棟を供用開始できるように、実施設計を行うため、補正を行うものです。			
			補正前予算額 19,843
<主な事業> 1 仲町小学校校舎増築工事実施設計業務【繰越明許費】 46,033			
		[参考]	事業スケジュール ・平成27年6月～平成28年1月 仲町小学校校舎増築工事基本設計 ・平成28年2月～平成29年2月 仲町小学校校舎増築工事実施設計 ・平成29年7月～平成31年2月 仲町小学校校舎増築工事 ・平成31年4月 増築棟供用開始

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校新設校建設事業		補正額	30,781																																				
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕																																					
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/3目 学校建設費	予算書P. 31	- 一般財源 30,781																																				
<事業の目的・内容> 浦和東部地区のまちづくりに伴う人口増に対応するため、平成31年4月開校予定の新設小学校の建設を行います。																																							
<補正の目的・内容> 美園小学校の教室不足を解消するための新設校を平成31年度に開校できるように、新設校基本・実施設計業務等を行うため、補正を行うものです。																																							
			補正前予算額 14,688																																				
<主な事業> 1 新設美園地区小学校基本・実施設計業務 15,617																																							
2 新設美園地区小学校地質調査業務【繰越明許費】		15,164	[参考]																																				
			事業スケジュール ・平成28年2月～平成29年5月 新設美園地区小学校基本・実施設計業務 ・平成28年2月～平成28年5月 新設美園地区小学校地質調査業務 ・平成29年7月～平成31年2月 新設美園地区小学校整備工事 ・平成31年4月 新設美園地区小学校開校																																				
<継続費の設定> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新設美園地区小学校 設 計 事 業</td> <td>27</td> <td>15,617</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15,617</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>124,934</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>124,934</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>15,616</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15,616</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>156,167</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>156,167</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	新設美園地区小学校 設 計 事 業	27	15,617	0	0	0	15,617	28	124,934	0	0	0	124,934	29	15,616	0	0	0	15,616	計	156,167	0	0	0	156,167
事業名	年度	年割額	財源内訳																																				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																																	
新設美園地区小学校 設 計 事 業	27	15,617	0	0	0	15,617																																	
	28	124,934	0	0	0	124,934																																	
	29	15,616	0	0	0	15,616																																	
	計	156,167	0	0	0	156,167																																	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校新設校建設事業		補正額	31,505																																				
局/部/課 教育委員会事務局/管理部/学校施設課		〔財源内訳〕																																					
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/3目 学校建設費	予算書P. 31	- 一般財源 31,505																																				
<事業の目的・内容> 浦和東部地区のまちづくりに伴う人口増に対応するため、平成31年4月開校予定の新設中学校の建設を行います。																																							
<補正の目的・内容> 美園中学校の教室不足を解消するための新設校を平成31年度に開校できるように、新設校基本・実施設計業務等を行うため、補正を行うものです。																																							
			補正前予算額 0																																				
<主な事業> 1 新設美園地区中学校基本・実施設計業務 16,341 2 新設美園地区中学校地質調査業務【繰越明許費】 15,164 <継続費の設定>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新設美園地区中学校 設計事業</td> <td>27</td> <td>16,341</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>16,341</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>130,725</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>130,725</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>16,341</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>16,341</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>163,407</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>163,407</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	新設美園地区中学校 設計事業	27	16,341	0	0	0	16,341	28	130,725	0	0	0	130,725	29	16,341	0	0	0	16,341	計	163,407	0	0	0	163,407	[参考] 事業スケジュール ・平成28年2月～平成29年5月 新設美園地区中学校基本・実施設計業務 ・平成28年2月～平成28年5月 新設美園地区中学校地質調査業務 ・平成29年7月～平成31年2月 新設美園地区中学校整備工事 ・平成31年4月 新設美園地区中学校開校	
事業名	年度				年割額	財源内訳																																	
		国県支出金	地方債	その他		一般財源																																	
新設美園地区中学校 設計事業	27	16,341	0	0	0	16,341																																	
	28	130,725	0	0	0	130,725																																	
	29	16,341	0	0	0	16,341																																	
	計	163,407	0	0	0	163,407																																	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 少年自然の家管理運営事業		補正額	7,439																																				
局/部/課 教育委員会事務局/学校教育部/館岩少年自然の家		〔財源内訳〕																																					
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/6目 少年自然の家費	予算書P. 31	22款 市債 5,500 - 一般財源 1,939																																				
<事業の目的・内容> 豊かな自然環境の中で児童生徒の健全育成を図るため、館岩少年自然の家及び赤城少年自然の家の維持管理業務を実施します。																																							
<補正の目的・内容> 平成30年度からの自然の家館岩一本化に向け、収容人員の増員に伴う新館増築工事を実施するため、補正を行うものです。																																							
			補正前予算額 739,276																																				
<主な事業> 1 館岩少年自然の家新館増築工事 7,439 降雪期における工事一時中止期間を設定し、確実に平成29年度中に工事を完了させるため、平成27年度から平成29年度にかけて館岩少年自然の家新館増築工事を実施します。																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">館岩少年自然の家 新館増築事業</td> <td>27</td> <td>7,439</td> <td>0</td> <td>5,500</td> <td>0</td> <td>1,939</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1,531,315</td> <td>0</td> <td>1,148,400</td> <td>0</td> <td>382,915</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>1,625,239</td> <td>0</td> <td>1,218,900</td> <td>0</td> <td>406,339</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,163,993</td> <td>0</td> <td>2,372,800</td> <td>0</td> <td>791,193</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	館岩少年自然の家 新館増築事業	27	7,439	0	5,500	0	1,939	28	1,531,315	0	1,148,400	0	382,915	29	1,625,239	0	1,218,900	0	406,339	計	3,163,993	0	2,372,800	0	791,193	[参考] 事業スケジュール ・平成26年5月～平成27年11月 新館増築工事設計 ・平成28年3月～平成29年12月 建設工事 ※平成28年11月～平成29年4月 降雪期一時中止	
事業名	年度				年割額	財源内訳																																	
		国県支出金	地方債	その他		一般財源																																	
館岩少年自然の家 新館増築事業	27	7,439	0	5,500	0	1,939																																	
	28	1,531,315	0	1,148,400	0	382,915																																	
	29	1,625,239	0	1,218,900	0	406,339																																	
	計	3,163,993	0	2,372,800	0	791,193																																	

(一般会計：継続費)

(単位：千円)

事業名 岩槻駅舎改修事業			補正額	継続費の変更																																																																																																									
局/部/課	都市局/まちづくり推進部/岩槻まちづくり事務所			/																																																																																																									
款/項/目	8款 土木費/4項 都市計画費/2目 都市整備費	予算書P. 9																																																																																																											
<p><事業の目的・内容> 岩槻駅周辺地区は、本市の副都心と位置づけられていますが、その中心となる岩槻駅は昭和4年の開業以来、改札は駅東口のみであり、西口側からの利用には不便を来しています。そこで、駅周辺の活性化と西口利用者の利便性向上及び駅のバリアフリー化を図るため、駅舎の橋上化と駅東西を結ぶ自由通路の整備を行います。</p> <p><補正の目的・内容> 当初の協定額に対し、労務費、資材価格の高騰や建築基準法の改正に伴う構造の見直しなどにより、継続費の変更を行うものです。</p>																																																																																																													
<p><主な事業> 1 岩槻駅舎改修事業 岩槻駅舎の橋上化及び駅東西を結ぶ自由通路の整備を行います。</p> <p>[参考] 事業スケジュール ・平成28年6月 自由通路(一部)・駅舎供用開始(西口開設) ・平成29年3月 工事完了・維持管理協定の締結</p>			<p><継続費の変更></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">岩槻駅舎改修事業</td> <td rowspan="2">23</td> <td>補正前</td> <td>1,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>1,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24</td> <td>補正前</td> <td>524,000</td> <td>108,000</td> <td>395,100</td> <td>0</td> <td>20,900</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>524,000</td> <td>108,000</td> <td>395,100</td> <td>0</td> <td>20,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">25</td> <td>補正前</td> <td>1,515,000</td> <td>336,000</td> <td>1,119,900</td> <td>50,000</td> <td>9,100</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>1,515,000</td> <td>336,000</td> <td>1,119,900</td> <td>50,000</td> <td>9,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">26</td> <td>補正前</td> <td>648,000</td> <td>259,000</td> <td>369,500</td> <td>0</td> <td>19,500</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>648,000</td> <td>259,000</td> <td>369,500</td> <td>0</td> <td>19,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">27</td> <td>補正前</td> <td>985,000</td> <td>421,500</td> <td>507,100</td> <td>0</td> <td>56,400</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>985,000</td> <td>421,500</td> <td>507,100</td> <td>0</td> <td>56,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">28</td> <td>補正前</td> <td>602,000</td> <td>0</td> <td>451,500</td> <td>0</td> <td>150,500</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>1,032,000</td> <td>0</td> <td>774,000</td> <td>0</td> <td>258,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>補正前</td> <td>4,275,000</td> <td>1,124,500</td> <td>2,843,100</td> <td>50,000</td> <td>257,400</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>4,705,000</td> <td>1,124,500</td> <td>3,165,600</td> <td>50,000</td> <td>364,900</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	岩槻駅舎改修事業	23	補正前	1,000	0	0	0	1,000	補正後	1,000	0	0	0	1,000	24	補正前	524,000	108,000	395,100	0	20,900	補正後	524,000	108,000	395,100	0	20,900	25	補正前	1,515,000	336,000	1,119,900	50,000	9,100	補正後	1,515,000	336,000	1,119,900	50,000	9,100	26	補正前	648,000	259,000	369,500	0	19,500	補正後	648,000	259,000	369,500	0	19,500	27	補正前	985,000	421,500	507,100	0	56,400	補正後	985,000	421,500	507,100	0	56,400	28	補正前	602,000	0	451,500	0	150,500	補正後	1,032,000	0	774,000	0	258,000	計	補正前	4,275,000	1,124,500	2,843,100	50,000	257,400	補正後	4,705,000	1,124,500	3,165,600	50,000	364,900
事業名	年度	年割額	財源内訳																																																																																																										
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																																																																																																							
岩槻駅舎改修事業	23	補正前	1,000	0	0	0	1,000																																																																																																						
		補正後	1,000	0	0	0	1,000																																																																																																						
	24	補正前	524,000	108,000	395,100	0	20,900																																																																																																						
		補正後	524,000	108,000	395,100	0	20,900																																																																																																						
	25	補正前	1,515,000	336,000	1,119,900	50,000	9,100																																																																																																						
		補正後	1,515,000	336,000	1,119,900	50,000	9,100																																																																																																						
	26	補正前	648,000	259,000	369,500	0	19,500																																																																																																						
		補正後	648,000	259,000	369,500	0	19,500																																																																																																						
	27	補正前	985,000	421,500	507,100	0	56,400																																																																																																						
		補正後	985,000	421,500	507,100	0	56,400																																																																																																						
	28	補正前	602,000	0	451,500	0	150,500																																																																																																						
		補正後	1,032,000	0	774,000	0	258,000																																																																																																						
計	補正前	4,275,000	1,124,500	2,843,100	50,000	257,400																																																																																																							
	補正後	4,705,000	1,124,500	3,165,600	50,000	364,900																																																																																																							

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 南浦和コミュニティセンター外5施設管理業務			補正額	債務負担行為の設定																				
局/部/課	市民局/市民生活部/コミュニティ推進課			/																				
予算書P. 11																								
<p><補正の目的・内容> コミュニティ活動・市民活動を推進していくため、生涯学習・地域交流・地域支援にあった機能の充実に努めるとともに、コミュニティ活動等の場を提供します。 平成27年度で現在の指定管理期間が満了することに伴い、平成28年度以降も引き続き指定管理者による管理運営を実施し、より一層の経費節減と利用者サービスに努める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																								
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>			<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理</p>																					
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南浦和コミュニティセンター外5施設管理業務</td> <td>平成27年度から平成32年度まで</td> <td>903,520</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>231,167</td> <td>672,353</td> </tr> </tbody> </table>			事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	南浦和コミュニティセンター外5施設管理業務	平成27年度から平成32年度まで	903,520	0	0	231,167	672,353				
事項	期間	限度額				財源内訳																		
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																		
南浦和コミュニティセンター外5施設管理業務	平成27年度から平成32年度まで	903,520	0	0	231,167	672,353																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 馬宮コミュニティセンター外3施設管理業務				補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 市民局/市民生活部/コミュニティ推進課				/																					
予算書P. 11																									
<補正の目的・内容> コミュニティ活動・市民活動を推進していくため、生涯学習・地域交流・地域支援にあった機能の充実に努めるとともに、コミュニティ活動等の場を提供します。 平成27年度で現在の指定管理期間が満了することに伴い、平成28年度以降も引き続き指定管理者による管理運営を実施し、より一層の経費節減と利用者サービスに努める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。																									
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定				[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理																					
<債務負担行為> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>馬宮コミュニティセンター外3施設管理業務</td> <td>平成27年度から平成32年度まで</td> <td>1,384,494</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>133,359</td> <td>1,251,135</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	馬宮コミュニティセンター外3施設管理業務	平成27年度から平成32年度まで	1,384,494	0	0	133,359	1,251,135				
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳																						
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																			
馬宮コミュニティセンター外3施設管理業務	平成27年度から平成32年度まで	1,384,494	0	0	133,359	1,251,135																			

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 東大宮コミュニティセンター外4施設管理業務				補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 市民局/市民生活部/コミュニティ推進課				/																					
予算書P. 11																									
<補正の目的・内容> コミュニティ活動・市民活動を推進していくため、生涯学習・地域交流・地域支援にあった機能の充実に努めるとともに、コミュニティ活動等の場を提供します。 平成27年度で現在の指定管理期間が満了することに伴い、平成28年度以降も引き続き指定管理者による管理運営を実施し、より一層の経費節減と利用者サービスに努める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。																									
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定				[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理																					
<債務負担行為> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大宮コミュニティセンター外4施設管理業務</td> <td>平成27年度から平成32年度まで</td> <td>1,186,701</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>153,301</td> <td>1,033,400</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	東大宮コミュニティセンター外4施設管理業務	平成27年度から平成32年度まで	1,186,701	0	0	153,301	1,033,400				
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳																						
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																			
東大宮コミュニティセンター外4施設管理業務	平成27年度から平成32年度まで	1,186,701	0	0	153,301	1,033,400																			

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 コミュニティセンターいわつき外2施設管理業務				補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 市民局/市民生活部/コミュニティ推進課				/																					
予算書P. 11																									
<p><補正の目的・内容> コミュニティ活動・市民活動を推進していくため、生涯学習・地域交流・地域支援にあった機能の充実に努めるとともに、コミュニティ活動等の場を提供します。 平成27年度で現在の指定管理期間が満了することに伴い、平成28年度以降も引き続き指定管理者による管理運営を実施し、より一層の経費節減と利用者サービスに努める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																									
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>				<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理</p>																					
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティセンターいわつき外2施設管理業務</td> <td>平成27年度から平成32年度まで</td> <td>840,284</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>128,282</td> <td>712,002</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	コミュニティセンターいわつき外2施設管理業務	平成27年度から平成32年度まで	840,284	0	0	128,282	712,002				
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳																						
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																			
コミュニティセンターいわつき外2施設管理業務	平成27年度から平成32年度まで	840,284	0	0	128,282	712,002																			

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 武蔵浦和コミュニティセンター管理業務				補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 市民局/市民生活部/コミュニティ推進課				/																					
予算書P. 11																									
<p><補正の目的・内容> コミュニティ活動・市民活動を推進していくため、生涯学習・地域交流・地域支援にあった機能の充実に努めるとともに、コミュニティ活動等の場を提供します。 平成27年度で現在の指定管理期間が満了することに伴い、平成28年度以降も引き続き指定管理者による管理運営を実施し、より一層の経費節減と利用者サービスに努める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																									
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>				<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理</p>																					
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武蔵浦和コミュニティセンター管理業務</td> <td>平成27年度から平成32年度まで</td> <td>1,604,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>122,165</td> <td>1,481,835</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	武蔵浦和コミュニティセンター管理業務	平成27年度から平成32年度まで	1,604,000	0	0	122,165	1,481,835				
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳																						
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																			
武蔵浦和コミュニティセンター管理業務	平成27年度から平成32年度まで	1,604,000	0	0	122,165	1,481,835																			

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 文化会館（市民会館うらわ）管理業務				補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 スポーツ文化局/文化部/文化振興課				/																					
予算書 P. 11																									
<p><補正の目的・内容> 効果的かつ効率的な施設運営や、利用者サービスの向上及び本市の文化振興を推進するため、さいたま市民会館うらわについて、指定管理者制度による管理運営を行います。 さいたま市民会館うらわの指定管理期間が平成28年3月31日をもって満了することから、平成28年4月1日からも指定管理者が当該施設の管理運営を行うため、平成27年度中に基本協定を締結しなければならないことから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																									
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>				<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～30年度 指定管理者による管理</p>																					
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化会館(市民会館うらわ)管理業務</td> <td>平成27年度から平成30年度まで</td> <td>360,529</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20,058</td> <td>340,471</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	文化会館(市民会館うらわ)管理業務	平成27年度から平成30年度まで	360,529	0	0	20,058	340,471				
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳																						
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																			
文化会館(市民会館うらわ)管理業務	平成27年度から平成30年度まで	360,529	0	0	20,058	340,471																			

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 文化会館（市民会館おおみや）管理業務				補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 スポーツ文化局/文化部/文化振興課				/																					
予算書 P. 11																									
<p><補正の目的・内容> 効果的かつ効率的な施設運営や、利用者サービスの向上及び本市の文化振興を推進するため、さいたま市民会館おおみやについて、指定管理者制度による管理運営を行います。 さいたま市民会館おおみやの指定管理期間が平成28年3月31日をもって満了することから、平成28年4月1日からも指定管理者が当該施設の管理運営を行うため、平成27年度中に基本協定を締結しなければならないことから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																									
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>				<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～31年度 指定管理者による管理</p>																					
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化会館(市民会館おおみや)管理業務</td> <td>平成27年度から平成31年度まで</td> <td>412,131</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3,336</td> <td>408,795</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	文化会館(市民会館おおみや)管理業務	平成27年度から平成31年度まで	412,131	0	0	3,336	408,795				
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳																						
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																			
文化会館(市民会館おおみや)管理業務	平成27年度から平成31年度まで	412,131	0	0	3,336	408,795																			

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 地域中核施設プラザイースト管理業務		補正額 債務負担行為の設定				
局/部/課	スポーツ文化局/文化部/文化振興課	/				
予算書P. 11						
<p><補正の目的・内容> 効果的かつ効率的な施設運営や、利用者サービスの向上及び本市の文化振興を推進するため、さいたま市地域中核施設プラザイーストについて、指定管理者制度による管理運営を行います。 さいたま市地域中核施設プラザイーストの指定管理期間が平成28年3月31日をもって満了することから、平成28年4月1日からも指定管理者が当該施設の管理運営を行うため、平成27年度中に基本協定を締結しなければならないことから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>						
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>		<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理</p>				
<p><債務負担行為></p>						
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
地域中核施設プラザイースト管理業務	平成27年度から平成32年度まで	1,225,692	0	0	246,945	978,747

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 地域中核施設プラザウエスト管理業務		補正額 債務負担行為の設定				
局/部/課	スポーツ文化局/文化部/文化振興課	/				
予算書P. 11						
<p><補正の目的・内容> 効果的かつ効率的な施設運営や、利用者サービスの向上及び本市の文化振興を推進するため、さいたま市地域中核施設プラザウエストについて、指定管理者制度による管理運営を行います。 さいたま市地域中核施設プラザウエストの指定管理期間が平成28年3月31日をもって満了することから、平成28年4月1日からも指定管理者が当該施設の管理運営を行うため、平成27年度中に基本協定を締結しなければならないことから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>						
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>		<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理</p>				
<p><債務負担行為></p>						
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
地域中核施設プラザウエスト管理業務	平成27年度から平成32年度まで	1,735,282	0	0	287,325	1,447,957

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 ホテル南郷管理業務			補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課	市民局/市民生活部/市民総務課		/																					
予算書P. 11																								
<p><補正の目的・内容> 保養施設の管理運営を指定管理者が行い、市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図ります。 平成27年度で現在の指定管理期間が満了することに伴い、平成28年度以降も引き続き指定管理者による管理運営を実施し、より一層の経費節減と利用者サービスに努める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																								
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>			<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～31年度 指定管理者による管理</p>																					
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホテル南郷管理業務</td> <td>平成27年度から平成31年度まで</td> <td>192,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,118</td> <td>190,882</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	ホテル南郷管理業務	平成27年度から平成31年度まで	192,000	0	0	1,118	190,882				
事 項	期 間	限度額				財 源 内 訳																		
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																		
ホテル南郷管理業務	平成27年度から平成31年度まで	192,000	0	0	1,118	190,882																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 六日町山の家管理業務			補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課	市民局/市民生活部/市民総務課		/																					
予算書P. 11																								
<p><補正の目的・内容> 保養施設の管理運営を指定管理者が行い、市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図ります。 平成27年度で現在の指定管理期間が満了することに伴い、平成28年度以降も引き続き指定管理者による管理運営を実施し、より一層の経費節減と利用者サービスに努める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																								
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>			<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～29年度 指定管理者による管理</p>																					
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六日町山の家管理業務</td> <td>平成27年度から平成29年度まで</td> <td>99,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>189</td> <td>98,811</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	六日町山の家管理業務	平成27年度から平成29年度まで	99,000	0	0	189	98,811				
事 項	期 間	限度額				財 源 内 訳																		
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																		
六日町山の家管理業務	平成27年度から平成29年度まで	99,000	0	0	189	98,811																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 新治ファミリーランド管理業務			補正額 債務負担行為の設定			
局/部/課	市民局/市民生活部/市民総務課		/			
予算書P.	11					
<補正の目的・内容> 保養施設の管理運営を指定管理者が行い、市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図ります。 平成27年度で現在の指定管理期間が満了することに伴い、平成28年度以降も引き続き指定管理者による管理運営を実施し、より一層の経費節減と利用者サービスに努める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定			[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～31年度 指定管理者による管理			
<債務負担行為>						
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
新治ファミリーランド管理業務	平成27年度から 平成31年度まで	27,621	0	0	744	26,877

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 見沼ヘルシーランド管理業務			補正額 債務負担行為の設定			
局/部/課	市民局/市民生活部/市民総務課		/			
予算書P.	11					
<事業の目的・内容> 保養施設の管理運営を指定管理者が行い、市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図ります。 平成27年度で現在の指定管理期間が満了することに伴い、平成28年度以降も引き続き指定管理者による管理運営を実施し、より一層の経費節減と利用者サービスに努める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定			[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～31年度 指定管理者による管理			
<債務負担行為>						
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
見沼ヘルシーランド管理業務	平成27年度から 平成31年度まで	310,260	0	0	12,149	298,111

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 高齢者生きがい活動センター管理業務		補正額 債務負担行為の設定				
局/部/課	保健福祉局/福祉部/高齢福祉課	/				
予算書P. 12						
<補正の目的・内容> 指定管理者制度により、高齢者生きがい活動センターの管理運営、施設修繕等を行い、施設利用者へのサービス向上を図ります。 指定管理期間の満了に伴い、平成28年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理				
<債務負担行為>						
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
高齢者生きがい活動センター管理業務	平成27年度から平成32年度まで	74,610	0	0	0	74,610

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 老人憩いの家ふれあいプラザ管理業務		補正額 債務負担行為の設定				
局/部/課	保健福祉局/福祉部/高齢福祉課	/				
予算書P. 12						
<補正の目的・内容> 指定管理者制度により、老人憩いの家ふれあいプラザの管理運営、施設修繕等を行い、施設利用者へのサービス向上を図ります。 指定管理期間の満了に伴い、平成28年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理				
<債務負担行為>						
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
老人憩いの家ふれあいプラザ管理業務	平成27年度から平成32年度まで	55,289	0	0	0	55,289

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 老人福祉センター武蔵浦和荘管理業務				補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 保健福祉局/福祉部/高齢福祉課				/																					
予算書P. 12																									
<p><補正の目的・内容> 指定管理者制度により、老人福祉センター武蔵浦和荘の管理運営、施設修繕等を行い、施設利用者へのサービス向上を図ります。 指定管理期間の満了に伴い、平成28年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																									
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>				<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理</p>																					
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉センター武蔵浦和荘管理業務</td> <td>平成27年度から 平成32年度まで</td> <td>74,660</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>74,660</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	老人福祉センター武蔵浦和荘管理業務	平成27年度から 平成32年度まで	74,660	0	0	0	74,660				
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳																						
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																			
老人福祉センター武蔵浦和荘管理業務	平成27年度から 平成32年度まで	74,660	0	0	0	74,660																			

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 尾間木児童センター管理業務				補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 子ども未来局/子ども育成部/青少年育成課				/																					
予算書P. 12																									
<p><補正の目的・内容> 児童が健全な遊びを通して、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした児童センターの管理運営を行います。 尾間木児童センターの開設に伴い、平成28年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																									
<p><主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>				<p>[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～30年度 指定管理者による管理</p>																					
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾間木児童センター管理業務</td> <td>平成27年度から 平成30年度まで</td> <td>90,538</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>90,538</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	尾間木児童センター管理業務	平成27年度から 平成30年度まで	90,538	0	0	0	90,538				
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳																						
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																			
尾間木児童センター管理業務	平成27年度から 平成30年度まで	90,538	0	0	0	90,538																			

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 浦和斎場管理業務		補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	保健福祉局/保健部/浦和斎場管理事務所					
予算書P. 12						
<補正の目的・内容> 平成28年4月から指定管理者制度により、浦和斎場で行う遺体の火葬、葬祭場、葬祭用具(祭壇)の貸出し等の管理運営について、施設利用者へのサービス向上を図ります。 平成27年度中に指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成27年度末まで 平成28年度以降の協定締結 ・平成28～32年度 指定管理者による管理				
<債務負担行為>						
事項	期間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
浦和斎場管理業務	平成27年度から平成32年度まで	874,067	0	0	0	874,067

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 中等教育学校整備事業		補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課					
予算書P. 12						
<補正の目的・内容> PFI-BTO方式により中等教育学校の設計・建設・維持管理運営を行います。 平成31年4月開校に向け、平成28年1月に入札公告を行う予定であるため、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成28年1月 入札公告 ・平成28年10月 契約締結 ・平成29年4月～ I期工事(前期課程校舎) ・平成31年4月 中等教育学校開校 ・平成31年4月～ 前期課程校舎維持管理運営(18年間) ・平成32年4月～ II期工事(後期課程校舎) ・平成34年4月～ 後期課程校舎維持管理運営(15年間)				
<債務負担行為>						
事項	期間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
中等教育学校整備事業	平成27年度から平成48年度まで	8,994,348	444,156	4,531,800	0	4,018,392

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 国民健康保険事業特別会計		補正額	11,000
局/部/課	財政局/債権整理推進部/収納調査課	〔財源内訳〕	
予算書P.	55	8款 繰入金	11,000
<p><事業の目的・内容> 国民健康保険加入者が病気やけがをした場合の給付(自己負担を除く費用の支払)や、加入者が出産又は死亡した場合の一時金の支給を行います。また、特定健診など、加入者の健康の保持増進に役立つ事業を行います。</p> <p><補正の目的・内容> 国民健康保険税の課税更正・取消等により生じる還付金が当初見込を上回ったため、還付金について、補正を行うものです。</p>		補正前予算額 135,229,026	
<p><主な事業></p> <p>1 国民健康保険税還付金 11,000 [参考] 国民健康保険税の課税更正・取消等により生じる還付金を適正に還付します。 事業スケジュール ・引き続き、適正に国民健康保険税を還付</p>			

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 後期高齢者医療事業特別会計		補正額	11,659
局/部/課	保健福祉局/福祉部/年金医療課	〔財源内訳〕	
予算書P.	69	2款 繰入金	8,738
<p><事業の目的・内容> 75歳以上の方と、一定の障害があると認定された65歳以上の方を対象とした医療保険制度である後期高齢者医療制度について、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合と分担し、制度の円滑な運営のための事務を行います。</p> <p><補正の目的・内容> 社会保障・税番号制度に基づき、後期高齢者医療システムを制度に対応させるため、改修に係る設計業務を実施する経費について、補正を行うものです。</p>		5款 国庫支出金 2,921	
		補正前予算額 20,469,000	
<p><主な事業></p> <p>1 後期高齢者医療システムの改修 11,659 [参考] 後期高齢者医療システム改修に係る設計業務を行います。 事業スケジュール ・平成28年1月 システム設計業務の委託契約締結 ・平成28年3月 システム設計業務完了</p>			

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 介護保険事業特別会計外7会計		補正額	64,500																						
局/部/課	総務局/人事部/職員課	〔財源内訳〕																							
予算書P.	83、101、119、137、155、171、189、207	2・4・5・6款	繰入金 64,500																						
<事業の目的・内容> 職員に対して、給料等を適切に支給します。																									
<補正の目的・内容> 特別会計の一部において、平成27年度の給与改定及び職員構成の変動等に伴う不足額が生じるため、補正を行うものです。																									
		補正前予算額	-																						
<主な事業> 1 特別会計における職員人件費																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計名</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険事業特別会計</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>大宮駅西口都市改造事業特別会計</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>東浦和第二土地区画整理事業特別会計</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>指扇土地区画整理事業特別会計</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>		会計名	補正額	介護保険事業特別会計	50,000	食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計	1,500	大宮駅西口都市改造事業特別会計	2,000	東浦和第二土地区画整理事業特別会計	3,500	浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計	2,000	指扇土地区画整理事業特別会計	4,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計名</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南平野土地区画整理事業特別会計</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>大門下野田特定土地区画整理事業特別会計</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64,500</td> </tr> </tbody> </table>		会計名	補正額	南平野土地区画整理事業特別会計	500	大門下野田特定土地区画整理事業特別会計	1,000	合計	64,500
会計名	補正額																								
介護保険事業特別会計	50,000																								
食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計	1,500																								
大宮駅西口都市改造事業特別会計	2,000																								
東浦和第二土地区画整理事業特別会計	3,500																								
浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計	2,000																								
指扇土地区画整理事業特別会計	4,000																								
会計名	補正額																								
南平野土地区画整理事業特別会計	500																								
大門下野田特定土地区画整理事業特別会計	1,000																								
合計	64,500																								

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 介護保険事業特別会計		補正額	27,727
局/部/課	保健福祉局/福祉部/介護保険課	〔財源内訳〕	
予算書P.	83	6款	繰入金 27,727
<事業の目的・内容> 介護保険料の賦課・徴収、要介護認定、介護保険サービス利用に対する保険給付等の事務を行い、制度の円滑な運営を図ります。また、地域支援事業として、要介護認定者となることを予防する介護予防事業や地域包括支援センターの設置・運営及び要介護者又は家族介護者を支援する事業を行います。			
<補正の目的・内容> 要介護認定の申請件数の増加により、予算の不足が見込まれるため、要介護認定に係る依頼書・通知等の郵送料、主治医意見書作成料及び認定調査の委託料に係る経費について、補正を行うものです。			
		補正前予算額	77,823,286
<主な事業> 1 郵送料 677 [参考] 要介護認定に係る依頼書・通知等を郵送します。 事業スケジュール ・各区役所へ再配当し、平成27年度末までに執行			
2 主治医意見書作成料 3,742 主治医意見書を作成した医師に対し手数料を支払います。			
3 認定調査委託に要する経費 23,308 委託により認定調査を実施します。			

(企業会計)

(単位：千円)

会計名 病院事業会計		補正額	230,654
局/部/課	①保健福祉局/市立病院経営部/庶務課	〔財源内訳〕	
局/部/課	②保健福祉局/市立病院経営部/財務課	〔1款 病院事業収益〕	
局/部/課	③保健福祉局/市立病院経営部/医事課	1 医業収益	134,807
予算書	病院事業会計補正予算書	2 医業外収益	95,847
<事業の目的・内容> さいたま市唯一の市立病院として、また、地域の基幹病院として、市民が必要とする医療機能と役割を持った信頼される病院を目指します。			
<補正の目的・内容> 給与改定に伴う給与費の不足額及び職員構成の変動等に伴う給与費、経費の不足額について、補正を行うものです。 また、入院・外来収益の増収が見込まれることに伴う材料費、雑損失の不足額について、補正を行うものです。		補正前予算額 18,999,831	
<主な事業> [1款：病院事業費用] 230,654 (3) 経費 40,871 1 医業費用 (1) 給与費 152,596 招へい医師謝金の不足額について、補正を行います。 給与改定及び職員構成の変動等に伴う職員人件費の不足額について、補正を行います。 (2) 材料費 34,432 2 医業外費用 (1) 雑損失 2,755 診療材料の不足額について、補正を行います。 貯蔵品に係る消費税額の不足額について、補正を行います。			

(企業会計)

(単位：千円)

会計名 下水道事業会計		補正額	30,000
局/部/課	建設局/下水道部/下水道総務課	〔財源内訳〕	
予算書	下水道事業会計補正予算書	1款 下水道事業収益	
<事業の目的・内容> 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全と浸水の防除に資するため、施設の整備及び維持管理を実施します。		1 営業収益	11,230
<補正の目的・内容> 給与改定等により、給与費に不足額が生じるため、増額補正を行うものです。		補正前予算額 56,164,042	
<主な事業> [1款：下水道事業費用] 30,000 1 営業費用 (1) 給与費 30,000 給与改定及び職員構成の変動等に伴う職員人件費の不足額について、補正を行います。			

この冊子は430部作成し、1部当たりの印刷経費は、82円（概算）です。